

厚生労働省群馬労働局発表
令和3年12月28日

令和3年12月28日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 小永光 邦彦

監察監督官 岩間 祐央

(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

157の現場に対し建設一斉監督を実施

～約61%の現場で法令違反、約11%に立入禁止等の行政処分を実施～

県内では、各種公共工事や工場・集合住宅等の新築工事をはじめ、様々な建設・土木工事が進められています。そのような状況下で、とりわけ年末・年始においては、作業や設備等の清掃、点検、修理といった非定常作業の増加、冬の季節特有の災害等により労働災害の高まりが懸念されます。

群馬労働局（局長 丸山陽一）では、年末・年始の時期における建設業の労働災害防止の徹底を図るため、管下7つの労働基準監督署において、県内の建設現場に対する一斉監督を実施しました。その結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要】

- | | | |
|---|--------------------|------------------|
| 1 | 実施期間 | 令和3年12月1日～12月14日 |
| 2 | 実施数 | 157現場 |
| 3 | 違反数 | 95現場（60.5%） |
| | 《主要違反事項》 | |
| | 墜落災害の防止に関する違反 | 50現場（31.8%） |
| | 建設機械災害の防止に関する違反 | 23現場（14.6%） |
| | 《使用停止等命令》 | |
| | 労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等 | 17現場（10.8%） |

建設現場157現場に監督指導を実施した結果、95現場（60.5% 前年比+15.3ポイント）で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。また、労働災害発生の急迫した危険が認められた17現場（10.8% 前年比+3.7ポイント）に対して労働安全衛生法に基づく立入禁止措置等の行政処分を行いました。

なお、行政処分を実施した事項、行政処分以外の違反や指導事項についても順次、是正確認を実施しているところです。

今後、建設業の事業者団体や公共工事発注機関に対し、監督結果を踏まえ、建設現場における労働安全衛生法の遵守や新型コロナウイルス感染防止に向けた取組を行うよう協力依頼を実施する予定としています。

監督指導結果等について（詳細）

1 工事種別毎の法違反の状況

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施工事現場数	66	72	19	157
違反工事現場数	27	53	15	95
違反率	40.9%	73.6%	78.9%	60.5%
墜落災害の防止に関する違反	11	30	9	50
違反率	16.7%	41.7%	47.4%	31.8%
建設機械災害の防止に関する違反	16	6	1	23
違反率	24.2%	8.3%	5.3%	14.6%
使用停止等命令書交付現場数	6	10	1	17
違反率	9.1%	13.9%	5.3%	10.8%

（参考）別添：具体的な違反事例

2 昨年度の監督指導結果との比較

	令和3年度	令和2年度
監督実施工事現場数	157	197
違反工事現場数	95	89
違反率	60.5%	45.2%
墜落災害の防止に関する違反	50	31
違反率	31.8%	15.7%
建設機械災害の防止に関する違反	23	29
違反率	14.6%	14.7%
使用停止等命令書交付現場数	17	14
違反率	10.8%	7.1%

3 建設現場における新型コロナウイルス感染症への感染防止対策

多くの建設現場において基本的な感染予防対策が講じられており、中には、以下のような事例も認められました。

- ・ すべての来場者の記録の義務付け
- ・ チェックリストを用いての味覚・嗅覚のチェック
- ・ タブレット型端末を利用しての作業工程等の連絡調整
- ・ Web での新規入場者教育

併せて、業務上で新型コロナウイルスに感染した場合には、遅滞なく労働者死傷病報告の提出が必要であること、また、労災保険給付の対象となることについてリーフレットを配付し、周知を図りました。

【具体的な違反事例】

1 墜落災害の防止※

- ・ 建物の外部足場には墜落防止のための手すりを設ける必要があるにもかかわらず、手すりが設置されていないなど、墜落防止の措置が講じられていない箇所があったもの。
- ・ 鉄骨の組み立てを行うにあたり、防網の取り付けや墜落制止用器具を使用していなかったもの。

※ 労働安全衛生法では、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として、作業床の設置や手すりや囲い等を設ける必要があります

2 建設機械災害の防止

- ・ ドラグ・ショベル※等の車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、車両系建設機械の運行経路や作業の方法について関係労働者に周知させていないもの。
- ・ ドラグ・ショベルの運転手が運転席から離席するにあたり、バケットを地上に下さず上げたままにしているものや、エンジンを止めかつ走行ブレーキをかけるなどの逸走防止措置を講じていないもの。
- ・ 建設機械については、危険防止のため主たる用途以外に使用することが禁止されているにも関わらず、クレーンモードに切り替えずにドラグ・ショベルで荷のつり上げなどを行っているもの。
- ・ 定期自主検査を実施していないもの。

※ 主に地面を掘削するために用いる建設機械

3 その他

- ・ 元請事業場が下請事業者を含めた安全衛生協議組織を設置していないもの。
- ・ 地山掘削や足場の組み立て作業主任者の氏名等を掲示していないもの。
- ・ 安全な作業通路、昇降設備が設けられていないもの。
- ・ 足場や作業構台の最大積載荷重を周知していないもの。

4 使用停止等命令（行政処分）

- ・ 墜落防止措置のない高さ2メートル以上の箇所での立入禁止措置等。